

「愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー登録制度運営規程」の概要

（目的）

都市住民が安心且つ満足して体験できる愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニューを募集、登録し、一元的にPRすることにより県内の農山漁村地域の活性化を図る愛媛型グリーン・ツーリズムを推進する。

（定義）

- 登録する体験メニューは、次に掲げることを満たすものをいう。
 - 愛媛型グリーン・ツーリズムの推進に理解があり、受け入れ体制が整っていること。
 - 農林漁家又は農林漁家が組織する団体が提供するものであること。
但し、農山漁村の歴史、文化、生活、自然の体験を提供する場合はこの限りではない。
 - 地域資源を有効に活用したものであること。

（登録）

- 体験メニューの登録を希望する個人又は団体は、管轄の地方局産業振興課等に登録届出書を提出する。
- 地方局産業振興課等は、登録届出書の提出を受け、地方局グリーン・ツーリズム推進チームの承認を受けたものについて、届出者に登録通知書を交付する。

（活用）

- 県は、地方局産業振興課等が登録した体験メニューについて、ホームページをはじめ、各種媒体を通じて県民又は都市住民に対して積極的にPRする。
- 地方局産業振興課等は、体験メニューを用いたグリーン・ツーリズムルートの開発及び体験内容の高度化や充実に係る指導、助言に努める。

登録手続き等のフロー

